

平成27年(ワ)第8495号 損害賠償等請求事件

原告 出口 俊一

被告 左巻 健男

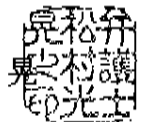
準備書面 1

平成27年5月18日

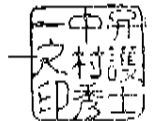
東京地方裁判所 民事第7部ほB係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 松 村 光



同 中 村 秀



同 屋 宮 昇



原告は、答弁書「第3 求釈明」に対し、以下の通り釈明する。

1 「1」について

原告は、訴状別紙1の1の他に甲2のツイートの内容を侮辱であると主張するものではない。原告が侮辱であると主張する被告ブログは、訴状4頁記載のとおり、別紙1の1の「3 記事内容」のうち、「出口俊一氏は、それも信じ込む真正のおばかだと思う。普通の頭なら載せないだろう。」「※あまりにも酷い出口俊一氏のEM擁護。嘲笑するしかない超低レベル。」との部分であり、それ以外の甲2のツイートの内容は、侮辱行為に至る経過を理解しやすくするために引用し

たものである。

2 「2」について

原告が訴状第2の「1 被告の原告に対する侮辱」の項目で主張するのは、名誉感情侵害のみである。

3 「3」「4」について

(1) 被告は、被告ブログの書き込みが「原告がEMの批判者と直接面会している」という事実のみを摘示するものであると決めつけたうえで、「原告がEM菌の批判者と直接面会している事実を認めている」から、被告の当該書き込みは、事実を前提とした意見ないし論評であるかのように主張する。

しかしながら、被告は、被告ブログにおいて、実際に原告を「ヤクザそのものである」「ジャーナリストですらない」と指摘する書き込みを行っており、上記の被告の主張は、被告自身の上記書き込みの内容を意図的に無視するものであって、失当である。被告は、自己に不都合な書き込みを無視し、自らに都合のよい書き込み部分のみをもって摘示事実であると主張しているに過ぎず、何ら理由がない。

(2) このように被告ブログへの書き込みには、「ヤクザそのものである」「ジャーナリストですらない」との記載があることから、本件摘示事実は、訴状第2の「2 被告の原告に対する名誉毀損」の(1)に主張したとおり、「原告が原告を批判する記事を書いた著者に対して、記事による反論ではなく著者との面会によって著者の見解を打ち破ろうとしており、これはジャーナリストとして不適切な取材行為であり、このような取材行為を行う原告はもはやジャーナリストと呼べるような者ではなくヤクザ（無頼漢、不良の徒「広辞苑第6版」）そのものであるとの事実」である。

以上